

令和8年度立入検査実施計画

公益法人の立入検査

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（令和6年12月改定）（内閣府公益認定等委員会）の趣旨を踏まえ、令和7年度より、全ての法人を対象として実態把握のために定期的に行う点検調査と、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う重点検査を区別して取り扱うこととする。

〔点検調査〕

「全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に（中略）実施する」としたガイドラインの趣旨を踏まえ、原則として年間スケジュール（別紙）のとおり実施する。

点検調査では、公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起および制度理解の醸成に努めることを目的として法人の自己点検、対話に重点を置いて実施する。

〔重点検査〕

下記のいずれかに該当する法人は、年間スケジュールに関わらず、機動的に重点検査を行う。なお、重点検査の実施の要否については、必要の都度、滋賀県公益認定等委員会の承認を得て決定する。

- （1）定期提出書類の確認や点検調査の結果等により、法人の事業活動の状況等が公益認定基準に抵触している可能性があるとして認められる場合において、その背景、法人運営の実態、事実関係等を確認する必要がある法人
- （2）法人内外からの情報提供等により、速やかに事実関係を確認する必要がある法人
- （3）過去の監督や審査の経緯に照らし、報告徴収や勧告に対する報告等の内容、定期提出書類の確認結果等を踏まえ、法人運営の実態について確認する必要がある法人
- （4）業務運営をほかの主体に依存しており、法人の自律的な運営状況を確認する必要性が高い法人
- （5）上記のほか、法人運営の実態、事実関係等を直ちに確認する必要がある法人

移行法人の立入検査

移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人および一般財団法人をいう。以下同じ。）の立入検査については、移行法人が次の（1）から（3）のいずれかに該当し、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があるときに実施するものであることから、このような事態の発生に対応して臨時的に実施する。なお、移行法人に関する立入検査実施の要否については、あらかじめ滋賀県公益認定等委員会の承認を得て決定する

- (1) 正当な理由がなく、公益目的支出をしないこと。
- (2) 各事業年度の公益目的支出が公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- (3) 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

「一般法人法」… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

「公益法人認定法」… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

「整備法」… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

【参考資料】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（令和6年12月改定）（内閣府公益認定等委員会）第6章第4節立入検査の実施指針

第4節 立入検査の実施指針(認定法第27条)

第1 立入検査の趣旨

- 行政庁及び公益認定等委員会(各都道府県設置の合議制機関)は、認定法第27条において、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」「その職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」とされており、基本的には、報告徴収(第6章第3節参照)と同様の趣旨である。
- 報告徴収と同様、立入検査も監督措置の一環と位置付けられており、勧告、命令、公益認定取消しという監督処分等のための事実確認の手段である。ただし、報告徴収と異なり、職員が実地に確認することで法人の担当者とコミュニケーションをとりつつ詳細な事実関係を確認することができる一方、法人による調査を必要とするような事項の確認はできないこと、法人の担当者の見解が必ずしも法人としての意思決定を得たものではないこと等に留意する。
- 立入検査には、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行う立入検査と、公益法人による公益目的事業の実施状況等に問題がないか実地に確認することを目的とする立入検査が存在する。そのため、これまでは、概ね3年を目途に全ての公益法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで立入検査を実施することとしていた。この種の立入検査は、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行うものではないものの、立入検査で問題が発見されれば監督処分等を行うものであるため、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度」に含まれる。
- 令和7年度より、内閣府では、内部的に、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う立入検査を「重点検査」、実態把握のために定期的に行う立入検査を「点検調査」と区別して扱うこととしており、本ガイドラインにおいても重点検査と点検調査は区別して取り扱うが、結果的に両者の性質を併せ持つ立入検査も想定され、実際に行われた立入検査がどちらに該当するか整然と区別することが困難な場合もありうる。

第2 重点検査

(1)重点検査の実施方針

- 報告徴収と同様に具体的な監督処分等の必要性を検討することを想定している場合や、具体的な監督処分等の必要性の検討を想定しないまでも事業内容の確認を要すると考えられる場合、公益目的事業の実施状況等を確認するために行う。そのため、事前に検査のインターバル等を定めることなく、必要に応じて機動的・集中的に行う。
- 例えば、以下のような法人に対しては、重点検査によって実態を確認することが考えられる。
 - ① 定期提出書類の確認や点検調査の結果等により、法人の事業活動の状況等が公益認定

基準に抵触している可能性があるとして認められる場合において、その背景、法人運営の実態、事実関係等を確認する必要がある法人

- ② 法人内外からの情報提供等により、速やかに事実関係を確認する必要がある法人
 - ③ 過去の監督や審査の経緯に照らし、報告徴収や勧告に対する報告等の内容、定期提出書類の確認結果等を踏まえ、法人運営の実態について確認する必要がある法人
 - ④ 業務運営を他の主体に依存しており法人の自律的な運営状況を確認する必要性が高い法人
 - ⑤ 上記のほか、法人運営の実態、事実関係等を直ちに確認する必要がある法人
- 重点検査を行うに当たっては、直近の事業報告を確認した上で検査に臨むこととし、原則として事前に、立入検査実施通知書を作成し法人へ送付する。
 - 重点検査においては、事実を的確に把握し、法人に対して客観的に問題点を示した上で、法人の主張を十分に聴取し、法人の理解や認識を確認することを基本とする。

(2)重点検査結果の処理

- 重点検査の結果、公益認定基準不適合等が認められた場合又はその疑いがあると認められた場合は、必要に応じて報告徴収により更なる事実確認を行った上で、監督処分等を実施する。

第3 点検調査

(1)点検調査の実施方針

- 「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」の取組の一環として、従来の一律・画一的な立入検査ではなく、手続及び検査事項等を簡素化した上で、公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として、法人の自己点検、対話に重点を置いた手法で実施する。
- 点検調査においては、法人の実態に応じた助言や注意喚起を行う。例えば、
 - ① 新規に公益認定を受けた法人等、公益認定制度に習熟しておらず、今後の法人運営に不安を抱いていると考えられる法人に対しては、公益認定後の手続について相談に応じ、法人の疑問点を解消するとともに、制度理解不十分に起因する理事会運営や財産管理の不備、提出書類の漏れ等の防止を図る観点から、公益法人制度に係る助言等を行う
 - ② 定期提出書類において、記載誤りや記載漏れなどが多く事務処理能力が十分でないと考えられる法人に対しては、法人役員と問題を共有する等組織として改善が図られるよう助言等を行う
 - ③ 定期提出書類の内容が不十分な法人やHP等による情報開示が殆ど行われていない法人に対しては、情報開示の必要性に係る助言等を行う

ということが考えられる。

- 点検調査のサイクルについては、基本的には、全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に、各法人のガバナンス状況や事業内容等に応じて柔軟に判断して実施する。点検調査に関する計画を策定する際、上記①～③のように注意喚起及び制度理解の醸成を行う必要性が高いと考えられる法人があれば、優先的に選定する²⁰⁴。また、関係者の高齢化等により活動が停滞している法人(特に一定以上の財産を保有している場合)、後日のサービス提供のために前払いで多額の資金を集めている法人など、法人のガバナンスの状況や事業内容等を踏まえて必要性の高い法人については、3～5年程度に一度点検調査を行うことも想定される。
- 点検調査を実施する際は、あらかじめその旨をメール等にて法人に連絡する。
- 点検調査は、あらかじめ「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」を法人から提出を受け、相談内容等を把握の上、実施する。調査時には原則として総覧的な書面の確認は行わず、主として対話により進行することとする。一般的な点検調査の時間は2～3時間程度を想定している。

(2)点検調査結果の処理

- 点検調査の結果、法令違反等の重大な問題点が発覚した場合は、必要に応じて、重点検査や報告徴収の実施を検討するなど、臨機応変に対応する。

²⁰⁴ 内閣府においては、新規認定法人については、制度理解の徹底が重要であることも踏まえ、法人運営を支援する観点から、認定後早期に点検調査を実施することとしている。

別紙

令和8年度立入検査実施計画

〔令和8年度〕26法人

NO.	重点	法人名	事業年度	実施 予定時期	所要 人員	所要 日数	移行(公益認 定)年月日
1		(公社) 守山青年会議所	1/1~12/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.5.23
2		(公社) 東近江青年会議所	1/1~12/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.6.1
3		(公社) 栗東青年会議所	1/1~12/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.7.6
4		(公社) 草津青年会議所	1/1~12/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.12.3
5		(公財) 関西みらい銀行緑と水の基金	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
6		(公財) 豊郷済美会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
7		(公社) 滋賀県柔道整復師会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
8		(公社) 多賀町シルバー人材センター	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.5.2
9		(公社) 日野町シルバー人材センター	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.5.2
10		(公社) 滋賀県宅地建物取引業協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
11		(公社) 滋賀県建築士会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
12		(公財) 木下美術館	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.6.1
13		(公財) 湖南グループ奨学会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
14		(公財) 藤樹書院	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.4.1
15		(公財) 八幡教育会館	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H24.6.1
16		(公財) 藤井協成会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H25.4.1
17		(公社) 滋賀県書道協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H25.4.1
18		(公社) 草津納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
19		(公社) 近江八幡納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
20		(公社) 長浜納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
21		(公社) 今津納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
22		(公社) 彦根納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
23		(公社) 水口納税協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H23.4.1
24		(公社) 草津市スポーツ協会	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H28.4.1
25		(公財) 堤康次郎記念育英財団	4/1~3/31	R8.7~R9.1	2人	3時間	H31.4.1
26		(公財) 金亀会奨学財団	7/1~6/30	R8.7~R9.1	2人	3時間	R7.4.1